



各位

会 社 名 三菱マテリアル株式会社 代表者名 取締役社長 竹内 章 (コード番号 5711 東証第1部) 問合せ先 総務部広報室長 鈴木 信行 (電話番号 03-5252-5206)

当社直島製錬所におけるJIS製品に係る認証機関からの指摘について

当社は、直島製錬所における銅スラグ骨材(※)の出荷に関して、一般財団法人日本品質保証機構(以下「JQA」)より、2018年5月15日・28日・29日に、JIS認証に係る臨時維持審査が実施され、指摘を受けておりますので、概要とその対応状況について下記の通りご報告申し上げます。

本件に関しましては、お客様、株主様をはじめ、関係各位に多大なるご迷惑をおかけし、深くお詫び申し上げます。当社といたしましては、今回の事案の再発防止対策に加えて、2017年12月28日付で策定した「当社グループの品質管理に係るガバナンス体制の再構築策」及び本年3月28日付で策定した「当社グループのガバナンス体制の強化策」に基づき、早急に品質管理体制を再構築するとともに、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図り再発防止に努めてまいります。

※銅製錬の副産物で、酸化鉄、二酸化ケイ素、酸化カルシウム、酸化アルミニウムを主成分としたガラス質の黒色砂状のスラグを破砕して粒度を調整したものです。主に、関西地区の生コンクリート及び四国地区のコンクリート製品用の骨材として使われています。

記

1. 経緯

2018 年 5 月 10 日付発表の「当社子会社における不適合品への対応の進捗状況について」において、当社グループにおいて発生した品質問題に関して実施した臨時品質監査(以下「臨時品質監査」)の結果、品質管理手法に問題のあった事案が確認されていることをご報告しております。この内、当社直島製錬所においては、臨時品質監査及びその後の調査(対象は 2015 年 1 月~2018 年 5 月 30 日納入分)により、銅スラグ骨材(JIS A 5011-3)について、改善すべき事案が確認されており(後述 2 の①~③)、J Q A や監督官庁(国土交通省・経済産業省)にご報告の上、対応につきご相談しておりました。

2. 事案の概要

①コンクリート製品用の銅スラグ骨材について、試験成績書へのデータ転記に際し、JIS規

格外のデータ(鉛の溶出量)を規格内の値に誤って記載し、JIS製品として出荷したもの。

- ②生コンクリート用の銅スラグ骨材について、試験結果の一部(粒度)がJIS規格外であったが、チェックする際に見落とし、JIS規格外の製品を、JIS製品として出荷したもの。
- ③生コンクリート及びコンクリート製品用の銅スラグ骨材について、JIS規格の範囲内であるが、転記ミス、計算ミスにより、実際の試験結果とは異なる数値(化学成分値等)を試験成績書に記載してJIS製品として出荷したもの。
- ④生コンクリート及びコンクリート製品用の銅スラグ骨材について、再試験を行う際、2回の再試験で判断する必要があるところ、1回の再試験で鉛、ひ素、カドミウムの含有量及び溶出量がJIS規格内であると判断し、JIS製品として出荷したもの。
- ⑤生コンクリート用の銅スラグ骨材について、再試験が規定されていないが、再試験を行い粗 粒率等がJIS規格内であると判断しJIS製品として出荷したもの。
- ⑥生コンクリート及びコンクリート製品用の銅スラグ骨材について、JISで定められた算出 方法に則っていない方法で算出した数値(粒度、粗粒率等)を記載しJIS製品として出荷 したもの。

なお、直島製錬所の銅スラグ骨材の年間売上高は、当社連結売上高の 0.01%未満であります。

3. 対応状況、対応方針

前述2の①~③の事案については、判明した後直ちにお客様に説明し、使用上の問題が無いことをご確認いただいております。⑥の事案については、正しい計算方法で再計算し、JIS規格内であることを確認済みです。

④の事案については、生コンクリート及びコンクリート製品用の銅スラグ骨材について、環境 安全品質基準の試験において、鉛、ひ素、カドミウムの含有量及び溶出量の数値が一部規格を外れていたものを1回の再試験でJIS規格内であることを確認し、出荷しておりました。判明した後直ちにお客様に説明しております。全9ロット(製造ロット)中、7ロットについては、直島製錬所において保管していたサンプル及びお客様の未使用在庫を用いて、当社にて及び第三者に委託して試験を実施中であります。残りの2ロットについては、今後、お客様の確認を得て、社外有識者より技術的な観点から妥当性を検証していただきながら、安全性の確認を実施してまいります。

⑤の事案については、生コンクリート用の銅スラグ骨材について、ふるい分け試験及び微粒分量の測定において、粗粒率等の数値が一部規格を外れていたものを、再試験を行いJIS規格内であることを確認し、出荷しておりました。判明した後直ちにお客様に説明しており、今後、お客様の確認を得て、社外有識者より技術的な観点から妥当性を検証していただきながら、安全性の確認を実施してまいります。

今後、早急に原因究明を行った上、再発防止対策を立案・実行し、品質管理体制の再構築に努めてまいります。

なお、当社グループにおける他のJIS製品については、本年5月に再調査を行い、問題となるような事案が無いことを確認しております。

4. 今後の見通し

現時点では、本件事案が当社業績に与える影響は限定的であると考えております。今後状況の変化があった場合には、必要に応じて公表を行う予定です。

なお、現在の銅スラグ骨材の出荷については、本年4月23日にJQAから要請を受け、同日よりJISマークの使用を自粛しておりますが、JIS製品でないものとして、お客様と取り決めた規格内の製品を引き続き出荷しております。

<JIS認証の内容>

1) 認証取得者 三菱マテリアル株式会社直島製錬所

2) 認証番号 JQ0708004

3) JIS規格/名称 A5011-3:2016 / 銅スラグ骨材

4)認証区分 銅スラグ骨材5)範囲 用途:一般用途

種類:銅スラグ細骨材

粒度:2.5 mm銅スラグ細骨材、5~0.3 mm銅スラグ細骨材

アルカリシリカ反応性:A

<製品に関する問合せ>

三菱マテリアル株式会社 問合せ窓口

TEL: 0120-053-214 E-mail: ml-toiawase@mmc.co.jp

以上

【問合せ先】

三菱マテリアル株式会社 総務部広報室

TEL: 03-5252-5206